

この度のご不幸に際し、心よりお悔み申し上げます。  
死亡届出後に、亡くなった方の住所地が武蔵野市の場合、以下の手続きが必要となる場合があります。  
該当する届出事項をご確認の上、市役所の各課窓口で手続きをお願いします。

★の手続きは市政センターでも行っていただくことができます。

届出場所	棟	問合せ窓口 市外局番0422	届出事項	手続きの内容	お持ちいただくもの
市役所 1階	東	市民課市民係 ☎60-1839	★世帯主の変更届出	・亡くなられた方が世帯主で、その方以外に15歳以上の世帯員が2名以上いる世帯の場合は、亡くなられた日から14日以内に新しい世帯主を決めて届出してください。	・窓口に行きに来られる方の本人確認ができるもの
			★住民基本台帳カード・マイナンバーカード(又は通知カード)	・カードは返納していただく必要はありません。 ・相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合があります。一定期間保管の上、破棄していただくか、返納を希望される場合はお返しくください。	(返納希望の場合) ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード(又は通知カード)
			印鑑登録	・自動的に廃止されます。届出・返却は不要です。	
南	高齢者支援課 介護保険係 10～13番窓口 ☎60-1845	★介護保険の届出	・介護保険被保険者証や、負担限度額認定証をお持ちの方はお返しくください。 ※保険料の還付のある方や、高額介護サービス費等に該当される方は、後日ご連絡します。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 (該当される方のみ)	
	障害者福祉課 14番窓口 ☎60-1847 ☎60-1904	福祉サービス等関係の届出	・身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、難病やマル障等の医療券をお持ちの方は、手続きが必要になりますのでお問合せください。	・必要書類は各サービス等で異なりますので、担当課へお問合せください。	
市役所 2階	東	保険年金課 国保年金係 3番窓口 ☎60-1834	★国民健康保険の届出	・葬祭費の支給申請をしてください。(葬祭執行人に5万円を給付します) ・保険料や保険税の還付のある方や高額療養費等に該当される方は、後日ご連絡します。	・被保険者証 ・葬祭の領収書又は会葬礼状(ともに葬祭執行人が記載されているもの) ・葬祭執行人名義の金融機関口座がわかるもの
		保険年金課 後期高齢者医療係 2番窓口 ☎60-1913	★後期高齢者医療制度の届出	・未納の保険税(料)がある場合は、相続人の方に納付義務が承継されます。 ・国民健康保険の方で、世帯主が亡くなられた場合は、保険証の記載を変更してください。	
	南	資産税課 11番窓口 (土地係)☎60-1826 (家屋係)☎60-1825 市民税課市民税係 13番窓口 ☎60-1823	税	・「相続人代表者届」が必要な場合があります。 ・課税内容につきましては、担当係へお問合せください。 ・未納の税金がある場合は、相続人の方に納税義務が承継されます。	・必要書類は各々異なりますので、担当課へお問合せください。
市役所 3階	南	子ども家庭支援センター ☎60-1852	★児童手当 ★マル乳・マル子医療費助成制度	・亡くなられた方が受給者であった場合、受給者切替えの手続きが必要です。亡くなられた翌日から起算して15日以内に申請をしてください。 ※ひとり親家庭へのサービスを受けられる場合があります。本庁舎でのお手続きとなりますので、詳しい内容等は担当課へお問合わせください。	・必要書類は各々異なりますので、担当課へお問合せください。

### 年金に関する問合せ先

ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165	年金を受給している方が亡くなった場合
武蔵野年金事務所	☎0422-56-1411	年金を受けずに亡くなった場合

### 相続登記について

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。詳しくは東京法務局府中支局(042-335-4753)へお問い合わせいただくか、東京法務局又は法務省のホームページをご覧ください。

### 相続予定の建物の管理についての相談

市役所4階東棟 住宅対策課 ☎0422-60-1976  
相続予定の建物についての適切な管理や長期間空き家にしないためのアドバイス、専門家相談窓口のご案内がありますので、お問い合わせください。

# 相続・保険請求に関する書類でよくある質問 (Q&A)

**Q1** 亡くなった本人の死亡が記載された戸籍が必要です。死亡届出後どのくらいで請求ができますか。

**A1** 死亡届を亡くなった方の本籍地で届出されたか、本籍地以外で届出されたかにより、手続きに要する日数が異なります。目安として以下参照いただき、ご請求下さい。

■亡くなった方の除籍(死亡)の記載がある戸籍が必要な方■ 届出日から要する日数です。土・日・祝日は日数に含みません。		
	届出地が武蔵野市	届出地が他市区町村
本籍地が武蔵野市	通常3~4日、場合により1週間程度要します。	通常1週間程度、場合により10日程度要します。
本籍地が他市区町村	通常1週間程度、場合により10日程度要します。	市区町村により異なります。
戸籍の記載をお急ぎの場合は、所要日数を本籍地にご確認下さい。		

**Q2** 相続の手続きのため、出生から死亡までの記載のある全ての戸籍が必要になりました。戸籍は複数存在することがあるのですか。

**A2** 出生後の戸籍は、婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・転籍・分籍・入籍・コンピュータ化などにより、新しく戸籍を編製する場合があります。一人の人間でも複数の履歴が存在します。相続人の数を証明するために必要となるようです。

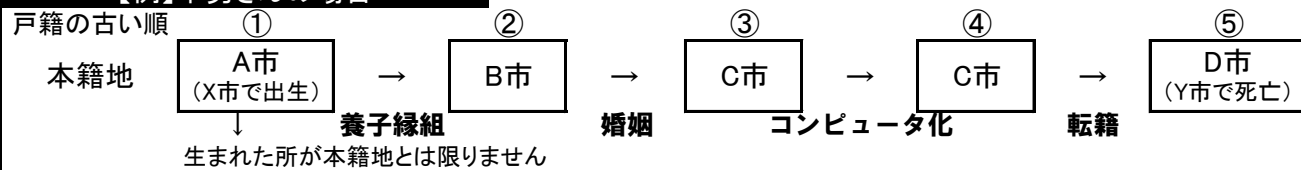
**Q3** Q2の手続きのための戸籍は、出生時の古いものから順に請求するのでしょうか。また、出生地に一番古い戸籍があると考えてよいですか。

**A3** 出生地の市区町村に出生時(一番古い)の戸籍があるとは限りません。亡くなった時の戸籍から1つずつ過去にさかのぼって請求していく方法が正確です。  
令和6年3月1日より、本人・配偶者・直系親族の戸籍はお近くの市区町村窓口でまとめて請求できるようになりました。顔写真付きの本人確認書類をご持参の上、ご来庁ください。

## ■出生から死亡までの戸籍(除籍)謄本の請求方法■

■戸籍は新しいものから、さかのぼって請求していくと出生時の戸籍に辿り着きます。1つ前の戸籍は最後の身分事項欄の【従前戸籍】と記載されているところになります。転籍の場合は戸籍事項欄の【従前本籍】になります。  
※途中で戸籍改製・コンピュータ化などがある場合は、その市区町村で連続する戸籍が複数ある場合がありますので請求の際にご確認下さい。武蔵野市の場合は平成19年1月27日に戸籍のコンピュータ化をしていますので、この期間にまたがって戸籍を置いていた場合は少なくとも2つあります。

### 【例】甲男さんの場合



**Q4** 簡易生命保険契約の死亡保険金請求に「死亡届書の届書等情報内容証明書/届書記載事項証明書」が必要です。どのように請求すればよいですか。

**A4** 平成19年9月30日までに契約された場合、保険契約証書をご持参の上ご請求ください。遺族年金の請求、その他の事由で必要な場合は、事前にお問合せの上ご来庁ください。

### 【届書等情報内容証明書】

令和6年3月1日以降に提出(受理)されたの戸籍の届書等の内容を証明したものです。  
請求先は届書を提出した市区町村および事件本人の本籍地です。

### 【届書記載事項証明書】

戸籍の届出で提出(受理)された、届書等の書類の内容を証明したものです。  
届書等情報内容証明書では内容が不足する場合のみ発行します。